

北上市告示乙第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年6月5日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 事業所番号
特定相談支援 0330600271
障害児相談支援 0370600025
- 2 事業所の名称及び所在地
名 称 相談支援センターさくら
所在地 北上市本通り二丁目1番10号
- 3 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
事業者の名称 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
主たる事務所の所在地 盛岡市高松三丁目7番33号
代表者の氏名 理事長 八重樫 幸治
代表者の住所 盛岡市東安庭二丁目11番24号
- 4 指定等の年月日
指定の年月日 令和6年6月3日
指定有効期間開始日 令和6年7月1日
指定有効期間満了日 令和12年6月30日
- 5 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
指定計画相談支援
指定障害児相談支援
- 6 事業の主たる対象者
特定なし